

# 15 - 1 領事サービスの改善・強化

政策所管局課（室）領事局政策課

評価年月日 平成17年4月

<p><b>政策の目的</b></p>	<p>(1) 利用者のニーズを踏まえた各種サービス及び利便性向上                  (2) 渡航文書に関わる犯罪防止への国際的取り組みに貢献し、日本旅券の信頼性を高め、もって国民の円滑な渡航を確保する                  (3) 在外選挙の円滑な実施及び選挙人登録の推進                  (4) 海外子女教育施設への安全対策を含む支援拡充</p>												
<p><b>政策の背景・概要と必要性</b></p>	<p><b>【背景】</b>                  近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景に、対国民向けサービスである領事業務のニーズも高まる中、外務省改革の一環として、領事業務はサービスであるという意識改革が求められ、領事業務の重要性が再認識されている。</p> <p><b>【概要】</b>                  こうした認識の下、平成16年8月の機構改革において、領事移住部を領事局に格上げし、省全体としての取り組みを促す仕組みとして「領事サービス本部」を設置し、迅速、的確かつきめ細かい領事サービスの提供を実現する体制を整備した。</p> <p><b>【必要性】</b>                  国民との直接の接点となる領事業務は、いわば「外務省の顔」であるので、国民の期待に応じ国民利益の一層の増進に努める必要性が生じている。</p>												
<p><b>目的達成のための考え方</b></p>	<p>(1) 領事分野における各種サービス及び利便性向上としてまず考えるべきは、利用者が、平日の昼間に、窓口に出向かなければならないという負担を如何にして軽減するかという視点である。そのためには、ITの導入によって、公館に出向かずに24時間体制で在留届等を受け付けられるようにすることや、在留邦人向けメールマガジン等の活用により公館から瞬時に情報を提供すること、さらには公館の側から利用者の方に出向く出張サービスを充実させることが適切である。また、領事窓口での利便性向上のためには、民間の視点を取り入れることも検討すべきである。</p> <p>(2) 国民の円滑な海外渡航支援のためには、高度な偽変造対策を施した旅券を導入し渡航者が携行する旅券の信頼性を高め、諸外国における我が国民の出入国が円滑に行われるようにすることが重要である。そのため、国際標準に準拠したIC旅券（生体情報（顔画像）を記録したICチップを搭載した旅券）を平成17年度中を目処に導入する。</p> <p>(3) また、国外に長期滞在する邦人の選挙権行使の機会を確保するため、在外選挙制度の周知及び在外選挙人名簿への登録促進に努める。</p> <p>(4) 在留邦人の子どもが、国内の義務教育に近い環境で、かつ安全に教育を受けられることを確保するため、海外教育施設への支援を拡充する。</p>												
<p><b>外部要因</b></p>	<p>IC旅券導入にあたっては、国際民間航空機関（ICAO）における国際標準化作業の影響が大きく、また諸外国の出入国管理政策によってもIC旅券導入に与える効果が左右される。</p> <p>在外選挙については、選挙管理委員会による職権登録が行われる国内の選挙とは異なり、海外有権者の任意による登録申請とされていることや、国内で転出届を出していなければ在外選挙人登録できない等の要因が、在外選挙人登録率が伸び悩む原因となっている。</p>												
<p><b>投入資源</b></p>	<table border="1" data-bbox="440 1682 1297 1798"> <tr> <td></td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>予算</td> <td>686.0 (2,673)</td> <td>732.9 (2,719)</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分予算は、領事局政策課予算と旅券課関係予算（委託調査費）費の和。なお、15 - 1の予算は、15 - 4の予算を含む。                  （カッコ内は在外予算） 単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="440 1910 1297 2027"> <tr> <td></td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>人的投入資源 （定員ベース）</td> <td>130 (459)</td> <td>66 (472)</td> </tr> </table> <p>(注) 本省領事局政策課、領事サービス室、旅券課職員数                  なお、旅券課職員数には、現行旅券に関する業務に従事する職員を含む。また、15 - 1の定員数は、15 - 4の定員を含む。                  （カッコ内は在外領事職員数） 単位：人</p>		平成15年度	平成16年度	予算	686.0 (2,673)	732.9 (2,719)		平成15年度	平成16年度	人的投入資源 （定員ベース）	130 (459)	66 (472)
	平成15年度	平成16年度											
予算	686.0 (2,673)	732.9 (2,719)											
	平成15年度	平成16年度											
人的投入資源 （定員ベース）	130 (459)	66 (472)											

<p><b>政策の評価</b></p>	<p>【目的達成に照しての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス向上に向けた取り組みの状況</li> <li>・利用者の満足度（総務省調査「外交・在外業務実施体制及び運営に関する行政評価・監視結果報告書」結果）</li> <li>・ITを通じた申請受付及び情報提供状況</li> <li>・旅券の信頼性向上のための対応状況</li> <li>・在外選挙の実施結果及び選挙人登録状況</li> <li>・海外子女教育施設の安全対策を含む支援状況</li> </ul>
<p><b>【政策の目的達成状況】</b></p>	<p>(1) 平成16年10月に、外務大臣の諮問機関である海外交流審議会が大臣に答申を提出した。本答申における「領事改革」に関する提言の柱の一つとして、「国民の視点に立った領事サービスの強化」が挙げられている。また、こうした動きを踏まえ、11月には、領事サービス本部での決定として、領事窓口サービス改善のための基本的事項について指針（領事窓口の表示、応対者の名札・番号札等の装着、昼休み時間や窓口時間前後の柔軟な対応、意見箱の設置等）を作成し、全在外公館に提示した。現在その実施状況をとりまとめている最中である。</p> <p>(2) 利用者の満足度をはかる手段としては、平成17年3月に公表された総務省調査が挙げられる。本件調査においては、「領事窓口の対応は丁寧であった」とする在留邦人が88.4%に上っているほか、外務省改革の行動計画策定時（平成14年8月）と比較し、「在外公館からの電子情報サービスは拡充された」とする在留邦人は81.6%、「領事出張サービスは利用しやすくなったとする」在留邦人が82.9%に達するなど、全般的には領事サービスの改善が進んでいることが評価されていると言える。</p> <p>(3) 領事事務のIT・システム強化については、平成16年度までに、インターネットによる在留届の申請受付は3万1518件（平成15年度1万2534件、平成16年度1万8981件）、在留邦人向けメールマガジンシステム導入公館は43公館を達成した（平成14年度までに6公館、平成15年度までに38公館が導入）。</p> <p>(4) 日本旅券の信頼性向上を通じた国民の円滑な渡航確保のためには、IC旅券の導入が重要であるが、そのためのICAOの国際標準に準拠した非接触ICチップやセキュリティに関する仕様の検討や、経年による顔の変化と顔認識技術の関係の調査、生体情報認識と個人情報保護に関する法制度の調査・研究の実施は、国際的に相互運用可能なICチップの詳細仕様やセキュリティー上の留意点を明らかにすることができ、平成17年度中の導入にむけて大変有意義であった。</p> <p>(5) 平成16年7月の参議院議員通常選挙における在外投票が実施されたところ、また、有権者の利便性の向上を目的とした法改正等（具体的な改正点は以下のとおり。）同選挙から適用されたことにより、投票者数で約2万5百名、投票率で約25%と、平成15年11月の衆議院議員総選挙（投票者数11,749名、投票率15.93%）を上回る結果となった。</p> <p><b>【具体的な改正点】</b></p> <p>(1) 在外公館投票と郵便投票の選択制の導入</p> <p>(2) 国内の投票日当日の名簿登録地における帰国投票の実施</p> <p>(3) 投票の開始は選挙の公示日の翌日から開始</p> <p>(4) 本人以外の同居家族等による登録申請手続きの導入</p> <p>(5) 投票用紙等を国外における住所以外の送付先に送付</p> <p>(6) 在外公館投票実施公館の拡大（165公館・事務所 194公館・事務所） 運用上の改善 在外選挙人名簿登録促進については、現地紙等への広告掲載、在外公館ホームページの活用による在外選挙制度広報、並びに領事出張サービスと連携した登録受取出張による選挙人登録の推進に努めた。平成16年度において登録受取出張を90の在外公館（平成14年度：77公館、平成15年度：69公館）において延べ497回（平成14年度：311回、平成15年度：486回）登録等の延べ申請者数3983名を実施し、在外公館事務所における登録受付分等を含め、登録率11.45%（平成14年度：11.42%、平成15年度：11.27%）となった。</p> <p>(7) 海外子女教育施設への支援拡充については、平成16年度は、講師謝金や校舎借料につき、日本人学校1校、補習授業校5校への新規援助を実現した。また、特に、安全対策については、安心して子供の教育を受けさせることを可能にするとの観点から、警報装置やガードマン謝金等につき、日本人学校8校への新規援助を実現した。</p>

<p><b>【目的と手段の関係の適切性】</b></p>	<p>領事サービスの改善・強化のためには、本省と在外公館が一体となって領事改革を進めていく継続的な努力が必要である。その意味で、海外交流審議会答申を踏まえ、領事サービス本部主導による諸施策の実施はこれを力強く支援するものであった。総務省調査結果もそれを反映したものと見える。</p> <p>IC旅券の導入に当たっては、技術面・法制面での検討が必要であるところ、今般の調査・研究は、導入に当たっての留意点を整理する役割を果たすものであって、目的達成には不可欠である。</p> <p>在外選挙については、平成16年の参議院議員通常選挙の投票結果と、平成15年衆議院議員総選挙の結果を比較すれば、大幅な投票者数と投票率の上昇となっていることから、効果的であったものといえる。</p> <p>一方、選挙制度広報や登録受付出張を通じて、鋭意、選挙人登録の推進に努めているが、国内の選挙制度と異なり、海外有権者の任意に基づく在外選挙人名簿への登録手続きとされているため、引き続き有権者の在外選挙制度に対する理解及び関心の増進と、更なる登録率の増進に向けた効果的な登録サービスを図る必要がある。</p> <p>海外子女教育施設の支援拡充については、海外においてもできるだけ国内の義務教育に近い環境を実現するため、政府としてもそれを支援することが不可欠である。また、特に、安全対策についてこれら学校への援助を行うことはいわば当然である。</p> <p><b>分析</b></p> <p>近年の領事改革の成果が、総務省調査等にも着実に現れており、領事サービスの改善・強化につながっていると考えられる。</p> <p>ICAOの国際標準に準拠したIC旅券導入にあたって技術面・法制面での検討が必要であり、今般の調査・研究は、適切な準備作業といえる。</p> <p>在外選挙については、任意による登録申請とされていることに加え、本人（または同居家族等）出頭義務が課せられている等厳正な手続きから、特に遠隔地に在住する有権者が登録に躊躇していること、また、滞在期間が2～3年で帰国するため、あえて転届を出していない事情等により登録できない者がいる等、登録率が伸び悩んでいる大きな一因となっている。</p> <p>海外教育施設の支援拡充は、海外においてもできるだけ国内の義務教育に近い環境の実現するためには適切な手段である。</p>														
<p><b>【今後の課題】</b></p>	<p>今後予想されるIC旅券の高度化及びIC旅券を巡る国際的動向を踏まえ、処理時間の短縮や本人確認の向上、セキュリティ向上等につき、技術面・法制面での対応が課題。</p>														
<p><b>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</b></p>	<p><b>【一般的な方針】</b></p> <p>平成16年11月に、「領事サービス本部」での決定を受けて全在外公館に対して示された「領事窓口サービス改善のための基本的事項」の実施状況については、平成17年度にレビュー予定であり、今後もかかる努力を積み重ねることによって、領事サービスの改善・強化を着実に進めていくことが重要。領事事務のIT・システム化についても、インターネットを通じた在留届の申請受付システム及び在留邦人向けメールマガジンシステムの機能改善を図り、国民に対するサービス及び利便性の一層の向上に寄与させる。</p> <p>IC旅券については、今後予想されるIC旅券の高度化及びIC旅券を巡る国際的動向に留意しつつ、技術面・法制面に重点をおいて調査・研究を継続する。</p> <p>在外投票については、登録推進は従来どおり精力的に継続する必要がある。その過程では、登録手続きをとらないことの一般的な原因につき調査を進める必要があるが、現地紙等を通じての在外選挙制度広報、在外公館へ出向くことが困難な遠隔地在住の邦人のために効果的な「登録説明会・登録出張受付」を積極的に実施することで、登録促進に努める。</p> <p>海外子女教育体制の強化については、在留邦人から寄せられる日本人学校及び補習授業校に係る新規援助の要望や、治安の悪い地域に所在する日本人学校については安全対策の強化の要望に対応する。</p> <p><b>【事務事業の扱い】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>領事事務のIT・システム強化</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>領事出張サービスの拡充・強化</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>領事シニアボランティアの実施体制の強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>国際標準に準拠したIC旅券の導入に向けた調査・研究</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>在外選挙実施体制の強化</td> <td>内容の見直し</td> </tr> <tr> <td>海外子女教育体制の強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>海外教育施設の安全対策の強化</td> <td>拡充強化</td> </tr> </table>	領事事務のIT・システム強化	拡充強化	領事出張サービスの拡充・強化	拡充強化	領事シニアボランティアの実施体制の強化	今のまま継続	国際標準に準拠したIC旅券の導入に向けた調査・研究	今のまま継続	在外選挙実施体制の強化	内容の見直し	海外子女教育体制の強化	今のまま継続	海外教育施設の安全対策の強化	拡充強化
領事事務のIT・システム強化	拡充強化														
領事出張サービスの拡充・強化	拡充強化														
領事シニアボランティアの実施体制の強化	今のまま継続														
国際標準に準拠したIC旅券の導入に向けた調査・研究	今のまま継続														
在外選挙実施体制の強化	内容の見直し														
海外子女教育体制の強化	今のまま継続														
海外教育施設の安全対策の強化	拡充強化														

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

**第三者の意見**

総務省調査（「外交・在外業務実施体制及び運営に関する行政評価・監視結果報告書」、平成17年3月）においては、「領事窓口の対応は丁寧であった」とする在留邦人は88.4%、「在外公館からの電子情報サービスは拡充された」とする在留邦人は81.6%、「領事出張サービスは拡充された」とする在留邦人は82.9%に達するなど、外務省改革の行動計画策定時（平成14年8月）と比較し、利用者の満足度が高まり、全般的には領事サービスの改善が進んでいることが評価された。

**評価総括組織のコメント**

- ・ 領事サービスの改善に向けた取組は進展しており、海外交流審議会の答申をも踏まえて更にサービスの向上に努めていくことが適当である。
  - ・ 評価は政策目的達成に際して評価の切り口に沿って成果を中心に分析がなされ、内容も概ね妥当である。第三者の意見の活用により評価の信頼性が高められている。
  - ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は概ね妥当であり、特に領事政策のIT・システム強化に積極的に取り組んでいくことが重要である。
- [モデル事業の在外選挙人登録の推進は、19年3月の目標値達成に向け、改善措置を実施に移していくことが重要である。]
- ・ 17年度の重点外交政策である。
  - ・ 18年度の重点外交政策である。

事務事業の評価

事務事業名	領事業務のIT・システム化	
施策の内容及び必要性	<p>【内容】</p> <p>平成16年度は、ITを通じた在留届の申請受付及び在留邦人向けメールマガジンシステムによる情報提供（いずれも平成15年度に導入）を強化するためのプログラム改修等を行った具体的には、在留届届出システムについては、領事管轄区域に即した地図・テキストデータの改修等、メールマガジンシステムについては、緊急メールの発信が迅速に行えるよう緊急メールサーバを導入したほか、在外公館のみならず、本省からもメールが送信できるようにした。</p> <p>【必要性】</p> <p>領事分野における国民のサービス及び利便性の向上のため、領事業務のIT・システム化を図り、申請者が公館に向かずして在留届の提出を可能にすること、及びメール等を活用して在外公館から瞬時に情報提供することは重要である。</p> <p>在留届届出システムのプログラム改修は、利用者の操作の簡便化、メールマガジンシステムの緊急サーバ導入や本省からのメール送信を可能にするプログラム改修は、緊急時の連絡体制の一層の強化等に資するものである。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>平成17年3月に公表された総務省調査においては、外務省改革の行動計画策定時（平成14年8月）と比較し、「在外公館からの電子情報サービスは拡充された」とする在留邦人は81.6%に上った。また、平成16年度までに、インターネットによる在留届の申請受付は3万1518件（平成15年度1万2534件、平成16年度1万8981件）、在留邦人向けメールマガジンシステム導入公館は43公館を達成した（平成14年度までに6公館、平成15年度までに38公館が導入）。</p>	
総合的評価	結果	<p><b>拡充強化</b> 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：サービス・利便性向上のため、平成17年度は以下の作業を行う。）</p> <p>在留届届出システムのLAN切り換え機の導入、サーバの二重化、セキュリティ強化（個人情報保護）による安全強化のほか、メールマガジンシステムの緊急サーバのグループリスト化（短期滞在者と在留届を提出している3ヶ月以上の長期滞在者に分けて情報を発信することを可能にする）、メールマガジンシステムの機能拡張（緊急の際に、メール、FAX、電話による一斉発信を可能にする）等を行う。）</p>
	理由	<p>国民に対するサービス及び利便性の一層の向上のためにも、インターネットを通じた在留届の申請受付システム及び在留邦人向けメールマガジンシステムの一層の機能改善を図ることが重要である。</p>

事務事業の評価

事務事業名	領事出張サービスの拡充強化	
事業の内容及び必要性	<p>【内容】</p> <p>領事出張サービスとは、在外公館から遠隔地に在留する邦人に領事サービスを提供するため在外公館の領事担当官が、日本人団体等の協力を得つつ、現地に赴いて、旅券、証明、戸籍・国籍等の領事事務を取り扱うもの。</p> <p>【必要性】</p> <p>在外公館から見て遠隔地に在留する邦人が、諸手続のために公館窓口に来訪する負担を出来るだけ軽減し利便性向上を図るために必要。</p>	
具体的成果	<p>平成16年度においては、在外選挙人名簿の登録受付出張の機会を利用することによって、90の在外公館（平成14年度：77公館、平成15年度：69公館）が延べ497回（平成14年度：311回、平成15年度：486回）の領事出張サービスを実施することができ、在留邦人からも好評を得ている。</p>	
総合的評価	結果	<p><b>拡充強化</b> 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：地域単位のみならず、企業等の団体単位での訪問も積極的に実施する。）</p>
	理由	<p>在留邦人・日本人団体等より本出張サービスの継続及び新規実施の強い要望が寄せられており、また、在外選挙人登録の推進、遠隔地在住の邦人との連携強化のためにも拡充強化が必要である。</p>

事務事業の評価

事務事業名	領事シニアボランティアの実施体制の強化	
施策の内容及び必要性	<p>【内容】</p> <p>「領事シニアボランティア制度」は、在外公館における領事サービス向上を提言し、在留邦人からの各種相談への対応を行う、シニアボランティアを在外公館に派遣するものである（平成15年12月より、10名の現地事情に通じ民間企業等における実務経験に富んだシニアボランティアを派遣）。平成16年度においては、同制度の実施体制を強化するため、所属公館との情報共有のあり方を明確化し、シニアボランティアの勤務環境を改善した。また、同制度の広報を強化した（現地日本語新聞等への投稿等）。</p> <p>【必要性】</p> <p>領事シニアボランティア制度の実施体制を強化し、制度の円滑な運用を図ることは、民間の視点を取り入れることの検討を通じた、在外公館における領事サービスの更なる向上に寄与するものである。</p>	
具体的成果（有効性）	制度に係る広報を強化したことにより、一般邦人よりの各種照会・相談の件数が増加し、着実に領事サービスの向上につながっている。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 <b>今のまま継続</b> 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：当面現状を継続。）</p>
	理由	<p>本件制度は一般邦人よりおおむね好評を得ており、当面は現状を継続する。将来的な制度のあり方については、当省、領事シニアボランティア自身及び第三者により慎重に検証を行った上で方針を決定する必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	国際標準に準拠したIC旅券導入に向けた調査・研究	
施策の内容及び必要性	<p>【内容】</p> <p>平成16年度は、IC旅券導入における技術・法制面等における留意事項（ICAOの国際標準に準拠した非接触ICチップやセキュリティに関する仕様の検討や、経年による顔の変化と顔認識技術の関係の調査生体情報認識と個人情報保護に関する法制度）についての調査を行った。</p> <p>【必要性】</p> <p>この施策は、平成17年度中にIC旅券を導入し、もって旅券の信頼性向上に資するという目的を達成するため不可欠である。</p>	
具体的成果（有効性）	IC仕様、セキュリティ等の技術面での留意事項が明らかになるとともに、IC旅券導入に当たって、旅券法及び個人情報保護法上、留意すべき事項が明らかになったという点で効果があった。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 <b>今のまま継続</b> 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：今後予想されるIC旅券の高度化及びIC旅券を巡る国際的動向を踏まえ、調査を継続する。）</p>
	理由	我が国旅券の国際的信頼性を今後とも維持していく上で調査を継続する必要があるため。

事務事業の評価

事務事業名	在外選挙の円滑な実施及び選挙人登録の推進（モデル事業）																									
施策の内容及び必要性	<p>【内容】</p> <p>政府が推進するモデル事業として、平成16年4月1日から平成19年3月末の期間において、在外選挙人登録者数の推進について以下の目標の達成を図る。</p> <p>[ 定量的な政策目標 ]</p> <p>在外選挙人登録者数は現在推定有権者数約66万人の10%程度に留まっていることから、平成16年4月1日から平成19年3月末までに同上有権者数の20%前後の登録者数を目標とする。</p> <p>平成16年度：15%前後          平成17年度：17%前後          平成18年度：20%前後</p> <p>[ 目標達成のための具体的な手段 ]</p> <p>各在外公館等の館員が大使館等の事務所から遠隔地に出張の上、実施する制度説明会兼登録受付会の実施回数を経費節約や目間流用等をもって増やすとともに同実施に係る効果的かつ能率的な広報活動等を行い、登録者数の増加を図る。</p> <p>(実施状況)</p> <p>(1) 制度説明会兼登録受付会</p> <p>より多くの在留邦人が関心を抱かせるため、領事出張サービス（旅券、証明等通常大使館に赴かなければならない領事事務を出張先で取り扱う。）と連携させることし、制度説明会兼登録受付会の実施については、可能な限り前広に現地邦系情報紙への広告掲載、在外公館ホームページ等で広報を行った。</p> <p>登録受付出張（在外公館数）</p> <table border="1" data-bbox="494 1052 1085 1209"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在外公館数</td> <td>77</td> <td>69</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>311</td> <td>486</td> <td>497</td> </tr> <tr> <td>登録率（%）</td> <td>11.42</td> <td>11.27</td> <td>11.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 法的側面</p> <p>在留邦人の利便性を高めるため、在外公館投票または郵便投票のいずれかを選択できるよう制度改正（法改正）を実施（平成16年度から）</p> <p>(実施状況)</p> <p>平成16年7月の参議院議員通常選挙から、上記法改正等（具体的な改正点は（参考）参照）により、在外選挙人は在外公館投票と郵便投票のいずれかを自ら選択して投票できるようになった。</p> <table border="1" data-bbox="462 1456 1021 1579"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年11月</th> <th>平成16年7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投票者数（人）</td> <td>11,749</td> <td>20500</td> </tr> <tr> <td>投票率%</td> <td>15.93</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <p>具体的な改正点（ただし、(vi)は運用上の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 在外公館投票と郵便投票の選択制の導入</li> <li>( ) 国内の投票日当日の名簿登録地における帰国投票の実施</li> <li>( ) 投票の開始は選挙の公示日の翌日から開始</li> <li>( ) 本人以外の同居家族等による登録申請手続きの導入</li> <li>( ) 投票用紙等を国外における住所以外の送付先に送付</li> <li>( ) 在外公館投票実施公館の拡大（165公館・事務所 194公館・事務所）</li> </ul> <p>(3) 啓発活動</p> <p>一般的な傾向として、選挙実施直前に関心度が増すことから、参議院議員通常選挙が実施される予定等の内容を加え、上述(2)の法改正の内容（利便性の向上）及び在外選挙制度の概要を中心に以下の広報媒体に掲載等を行った。</p> <p>邦字新聞衛星版による広報（朝日、読売、日経の3紙（5段組）に掲載）          邦字新聞衛星版（朝日、読売、日経の3紙）に折込広告を実施          パンフレット20万部を作成の上、各在外公館を通じ、日本人会、日本人学校、在留邦人等に配</p>		14年度	15年度	16年度	在外公館数	77	69	90	回数	311	486	497	登録率（%）	11.42	11.27	11.45		平成15年11月	平成16年7月	投票者数（人）	11,749	20500	投票率%	15.93	25
	14年度	15年度	16年度																							
在外公館数	77	69	90																							
回数	311	486	497																							
登録率（%）	11.42	11.27	11.45																							
	平成15年11月	平成16年7月																								
投票者数（人）	11,749	20500																								
投票率%	15.93	25																								

	<p>布  政府公報媒体による広報（時の動き、政府公報オンライン）  現地において発行の邦字新聞による広報（例：サンパウロ新聞、じゃかるた新聞等）  現地の日本人会等が発行する会報誌による広報  現地の邦系生活情報誌等による広報  現地のCATV、衛星放送で放映  各公館のホームページに掲載  現地媒体のホームページに掲載</p> <p>（４）予算配分等  海外推定有権者数の８割は管轄邦人５千人以上の公館に在住しているため、これら当該公館に対して重点的な予算配分を行うことが、数量的目標を達成するために必要不可欠である判断したため、他のいわゆる小規模公館については在留邦人数が少なく、その殆どが公館の所在する都市や近郊に居住しているため、行政コストの観点からダイレクメール等による登録促進を行い、必要最小限の予算配分に抑え、もって、管轄邦人数５千人以上の公館に全体予算の４分の３を割り当てることとした。</p> <p>（５）各関係団体への協力依頼  以下の日本に所在する政府機関や在外企業関係団体を往訪の上、同機関・団体の在外事務所の職員・駐在員に対して、登録申請の呼びかけや在外選挙制度の概要等を会報に掲載協力依頼を行った。</p> <p>JICA  国際交流基金  JETRO  JBIC  日本貿易会  日本在外企業協会  日本経団連  日本旅行業協会  日本商工会議所</p>
<b>具体的成果  （有効性）</b>	<p>登録率は１６年度末現在で１１．５％、中間目標の１５％を達成していないが、登録受付出張を行った在外公館の数は１年間で２１公館増、登録率は微増ながら増えている。また、平成１６年７月執行の通常選挙では投票率も大幅に上昇しており（平成１５年総選挙：約１５％ 平成１６年度通常選挙：約２５％）上記に記載した手法は適当なものであったと思われる。</p> <p>（分析・問題点）</p> <p>（１）制度説明会兼登録受付会  制度説明会兼登録受付会の実施は相当数行っているところであるが、登録率等から、必ずしも効果的な成果を上げているとは言えず、在外公館で行っている方法を検証した結果、多くの公館で実施している出張サービスの手法は、会場となる現地ホテル等の一室を借り上げ、同会場に当日来訪する邦人のみを対象に領事サービスを実施しているため、日本人会、商工会議所等の関係団体との連絡や調整を十分に行った上で、多くの邦人数が出張会場に会場しやすい環境づくりを行う必要がある。</p> <p>また、制度説明会兼登録受付会は、大使館等の事務所から遠隔地を中心に実施しているが、同事務所が所在している都市やその近郊において、積極的な登録推進を行っていないように見受けられるため、同都市及びその近郊においても実施する必要がある。</p> <p>（２）外的要因</p> <p>（イ）在留邦人数等の増加  モデル事業に指定された時点において把握していた在留邦人数は８７１，７５１人（平成１４年１０月１日現在。推定有権者数６５５，２３１人（在留邦人数の７５％）であったのに対し、平成１６年１０月１日現在の在留邦人数は９６１，３０７人（速報版。推定有権者数７２０，９８０人）と、約９万人が増えており、この急激な増加に伴う在外公館側の人員等の体制が追いつかない状況にある。</p> <p>（ロ）領事事務全体の増加等  上述(i)のように、在留邦人数が飛躍的に増加していることに伴い、邦人の身分関係事項に係る戸籍・国籍、証明事務、旅券事務等の領事事務が増大している。海外渡航者数の増加に伴う事務量の増加も著しい。また、天災や大事故（昨年未のインド洋沖大地震及び津波被害）、ハイジャックやテロ、誘拐事件（今年３月に発生したマラッカ海峡沖日本船舶襲撃事件、イラク問題等）、更には暴動、クーデター等において、日本人が巻き込まれる事例も増大しており、この場合、当該公館及び近隣の関係公館にお</p>



	<p>いて、安否確認、情報収集等24時間体制で危機管理、情報把握、邦人への情報提供、関係国への協力要請等万全の期するための努力を行っている。このような中で、在外選挙名簿への登録推進に必ずしも十分な時間を割くことができない側面がある。</p> <p>(八)その他 一般的に長期滞在者は自らの生活に直接影響する現地事情に強い関心があるのに対し、日本の選挙に対する関心は比較的希薄であること等から、在外公館から長期滞在邦人に登録を勧めても、これに感じないことがある。</p> <p>(3)制度的要因 在外選挙制度の特徴として、国内での選挙人名簿は住民基本台帳を基本とし、職権登録が行えるのに対し、国外では住民基本台帳法のような法整備がないため、その所在確認ができないことから、任意登録制を採用しているところであり、また、公職選挙法や同施行令等の規定により厳格な資格要件、手続き、審査が課せられている。このことから、多くの長期滞在邦人が登録申請に躊躇していると思われる、それら具体的な点を挙げれば、次のとおり。</p> <p>(イ)本人出頭義務 国内では職権で選挙人名簿に登録できるが、国外では本人又は同居家族等が大使館等に出頭の上、登録申請しなければならない、特に大使館等の事務所から遠隔地在住の者は躊躇する傾向がある。</p> <p>(ロ)3か月居住要件 登録申請する者の資格の1つとして、居住所を管轄する大使館や総領事館において、引き続き3か月以上継続していることが条件となっており、赴任直後、各種手続きや在留届の提出のため、大使館等に出向く機会が多いが、3か月居住要件があるため、その際には登録申請が行えず、結果的に他用に出頭しない限り、在外選挙人名簿への登録申請のために出頭しない傾向がある。</p> <p>(ハ)その他 在留邦人のうち長期滞在者の多くは、滞在期間が2乃至4年で帰国することや国民年金、国民健康保険には住所要件等があるため、あえて海外への転届を出さない者が相当数いるものと考えられる(転届が日本の最終住所地等の市町村に同届出が提出されない限り、在外選挙人名簿への登録を行うことはできない。 )。</p>		
<p>今後の改善点</p>	<p>(1)制度説明会兼登録受付会 (イ)制度説明会兼登録受付会を実施している都市以外に、日本企業が進出している都市や邦人が概ね100名程度在住している都市の調査を行い、同都市へ新たな領事出張サービスを実施し、登録推進を行う。 (ロ)当日来訪する邦人を対象に領事サービスの実施に加え、出張滞在日数等を延長の上、積極的に出張地及び近郊に所在する日本企業への個別訪問を行う。 (ハ)また、可能な限り邦人の要望を取り纏め、出張サービス開始日や開催時間帯を設定する等その来場しやすい環境づくりに努める(例えば、土、日に出張する等)。</p> <p>(2)日本企業への個別訪問 比較的その所在確認が容易かつ、纏まった数字が期待できる日本企業の駐在員を中心に登録促進を行うことが、最も効果的と考えられることから、大使館等の事務所所在都市及び近郊にある日本企業へ個別訪問を積極的に実施する。</p> <p>(3)予算配分 (イ)政策目標である海外推定有権者数に対する比率を20%までに引き上げるためには、海外推定有権者数の8割が管轄邦人5千人以上の公館に在住していることから、同公館において積極的な登録促進が必要不可欠であるため、これら公館に対して引き続き重点的な予算配分を行う。 (ロ)また、上記3.の分析の結果、人員不足による原因が一因となっているため、平成17年度では、目間流用をもって事務補助員の数を多く確保する措置を講じる。</p> <p>(4)領事窓口 旅券、各種証明等の申請のために来館した邦人に対して、積極的に登録申請を呼びかけるように徹底させる。</p> <p>(5)政府機関関係者 JICA等政府機関の在外事務所駐在員等が登録申請を行うよう、同事務所等の長に対して協力依頼を行うよう徹底させる。</p>		
<p>総合的評価</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="276 2089 331 2168">結果</td> <td data-bbox="331 2089 1481 2168"> <p>拡充強化    今のまま継続    <b>内容の見直し</b>    縮小    中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：引き続き、各在外公館等において、制度説明会兼登録受付会を多く実施することに加</p> </td> </tr> </table>	結果	<p>拡充強化    今のまま継続    <b>内容の見直し</b>    縮小    中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：引き続き、各在外公館等において、制度説明会兼登録受付会を多く実施することに加</p>
結果	<p>拡充強化    今のまま継続    <b>内容の見直し</b>    縮小    中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：引き続き、各在外公館等において、制度説明会兼登録受付会を多く実施することに加</p>		

	え、上述の改善点を加味した措置を講じ、もって更なる登録推進に努める。)
理由	初期目標（登録率15%）を達成することはできなかったが、モデル事業の初年度ということもあり、現時点において、モデル事業としての適否を判断することは適当ではない。今後、定量的な政策目標を達成するためには、上記改善点への対応の他、遠隔地に在住する長期滞在邦人に対して引き続き、在外選挙人名簿への登録推進を行っていくことが不可欠である。

#### 事務事業の評価

事務事業名	海外子女教育体制の強化
施策の内容及び必要性	<p>【内容】</p> <p>在留邦人が子どもに我が国の義務教育課程と同等の教育を受けさせるために日本人学校、また、週末等に国語等を教えるために補習授業校を設立する場合、校舎借料や講師謝金などの所要の援助を行うもの。政府援助を要望するすべての日本人学校及び補習授業校に援助を実施している。</p> <p>【必要性】</p> <p>在留邦人の子どもが、憲法第26条（無償義務教育）の精神に沿って、義務教育が安く受けられるようにするために必要である。</p>
具体的成果（有効性）	平成16年度は、要望があった日本人学校1校及び補習授業校5校に対する新規援助を実現した結果、援助の対象となる日本人学校は83校、補習授業校は189校となり、海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約62%が政府援助の対象となった。
総合的評価	<p>結果</p> <p>拡充強化 <b>今のまま継続</b> 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方：平成17年度は、日本人学校2校及び補習授業校2校に係る新規援助について予算要求を行う）</p>
	理由

#### 事務事業の評価

事務事業名	海外教育施設の安全対策の強化
施策の内容及び必要性	<p>【内容】</p> <p>治安状況の悪い地域に所在する日本人学校について、不審者の侵入を防止し、テロ、誘拐、強盗などの犯罪の危険から児童・生徒、教職員、学校施設の安全を確保するため、日本人学校が雇用するガードマンに要する経費の一部及び夜間・休日用警報器の管理費について所要の援助を行うもの。</p> <p>【必要性】</p> <p>治安状況の悪い地域に所在する日本人学校については、日常安心して教育活動を行える環境を整える必要がある。</p>
具体的成果（有効性）	平成16年度は日本人学校8校に対する新規援助を実現した結果、39校の日本人学校が援助の対象となった。平成16年度の同39校における学校施設の被害事案は2件（援助の対象となっていない日本人学校の被害事案は4件）であった。
総合的評価	<p>結果</p> <p>拡充強化 <b>今のまま継続</b> 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：平成17年度は日本人学校3校に係る新規援助について予算要求を行う。）</p>
	理由

#### 【参考資料】

総務省「外交・在外業務実施体制及び運営に関する行政評価・監視結果報告書」（平成17年3月）

海外交流審議会答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」（平成16年10月）

## 15 - 2 海外邦人の安全確保・危機管理体制の強化

政策所管局課（室）海外邦人安全課・邦人テロ対策室  
 評価年月日 平成17年4月

<b>政策の目的</b>	海外における邦人の安全確保の更なる強化																		
<b>政策の背景・概要と必要性</b>	<p>【背景】</p> <p>年間約1,700万人もの国民（国民の8人に1人）が海外に渡航し、約96万人の永住者・長期滞在者が海外に居住している。国民にとって海外はより身近な存在となっはいるが、依然海外を国内の延長と考える国民も少なくない。これに伴って、海外において事件・事故に遭遇する邦人も増加の一途を辿っており、在外公館が扱った援護実績は16,023件、21,871人に達した（平成16年1月1日～同年12月31日）</p> <p>【概要】</p> <p>こうした状況を背景に、国民がより安全に海外に渡航したり滞在するための適時適切な情報発信を行い、安全に対する国民意識の向上を図るため、広報・啓発活動を実施するとともに、海外において事件・事故に巻き込まれた国民に対し、迅速かつ必要な支援を提供できる体制強化を推進している。</p> <p>【必要性】</p> <p>国民の安全・財産の保護は政府の最優先課題であり、海外において国民の安全・生命を守ることは当省の最重要任務の一つである。</p>																		
<b>目的達成のための考え方</b>	<p>海外において、国民が事件・事故に巻き込まれないようにするためには、国民一人一人が、自らの責任と判断により予め危険を察知し、危険に遭遇しないよう行動してもらうことが肝要であり、海外邦人の安全に資する広報・啓発体制の強化、国民に対する迅速かつ十分な情報提供は欠かせない。在外公館では、治安・公安機関を始めとする様々な情報源から積極的に情報の収集に努めており、こうして入手した情報を各種の「渡航情報」という形で速やかに国民に提供するとともに、在留邦人との意見交換等の機会を利用して注意喚起も行っている。</p> <p>一方、不幸にして事件・事故に巻き込まれた邦人に対しては、個々の状況に応じたより木目の細かい対応を行えるよう、領事担当官の研修の実施や24時間緊急電話サービスを実施する必要がある。また、遠隔地（公館所在地から離れた土地）での事件・事故における邦人援護体制を強化することも重要である。特に、大規模事件・事故に際しては、迅速かつ十分な支援が可能となるようマニュアルの整備等を進め体制を整える。</p>																		
<b>外部要因</b>	<p>海外においても、事件・事故の発生は突発的で予見しがたい側面が大きい。例え、在外公館から当該国の治安当局に対して安全対策を強く要請し、治安当局がこれに応じて然るべく対策を講じたとしても、邦人に対する安全が保証される訳ではない。</p> <p>また、海外で事件・事故に巻き込まれる邦人の数は、各国の政治・社会情勢や治安状況、自然災害或いは在留邦人数や旅行者数等の外部要因に左右される部分が大きく、国民に対する情報提供や広報・啓発等の効果が、在外公館の援護件数の減少に直結しない。</p>																		
<b>投入資源</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;">予算</td> <td style="text-align: center; width: 35%;">平成15年度</td> <td style="text-align: center; width: 35%;">平成16年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">62.0</td> <td style="text-align: center;">61.3</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（注）本省分予算 <span style="float: right;">単位：百万円</span></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人的投入資源 （定員ベース）</td> <td style="text-align: center;">平成15年度</td> <td style="text-align: center;">平成16年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">41</td> <td style="text-align: center;">41</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（注）本省分職員数 <span style="float: right;">単位：人</span></td> </tr> </table>	予算	平成15年度	平成16年度		62.0	61.3	（注）本省分予算 <span style="float: right;">単位：百万円</span>			人的投入資源 （定員ベース）	平成15年度	平成16年度		41	41	（注）本省分職員数 <span style="float: right;">単位：人</span>		
予算	平成15年度	平成16年度																	
	62.0	61.3																	
（注）本省分予算 <span style="float: right;">単位：百万円</span>																			
人的投入資源 （定員ベース）	平成15年度	平成16年度																	
	41	41																	
（注）本省分職員数 <span style="float: right;">単位：人</span>																			
<b>政策の評価</b>	<p>【目的達成に照しての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外安全情報収集のための在外公館における委嘱契約の対象者の見直し状況</li> <li>・ 海外安全ホームページの拡充、海外邦人安全対策連絡協議会設置数増加、啓発事業の実施に関する状況</li> <li>・ 24時間緊急電話対応サービスの配備公館数</li> <li>・ 遠隔地での援護のための在外公館職員の出張、遠隔地保護謝金の執行に関する状況</li> </ul>																		

<p><b>【政策の目的達成状況】</b></p>	<p>(1) 海外安全情報収集のための在外公館における委嘱契約の予算が削減される中で、定期的に厳格な査定を実施し、当方の求める情報を提供できない人材については、年度途中でも契約を打ち切る一方、新たに発掘した人材については、試用期間を設けて新規に契約を締結した。この見直しにより、情報の質的価値が向上し、渡航情報を海外安全ホームページ上で活用したり、「総領事館からのお知らせ」として、メールマガジンで直接在留邦人向けに発信する等活用され、海外における邦人の安全確保の更なる強化に役立った。</p> <p>(2) 適時適切な情報発信に努めるとともに、情報の質的向上を図ったところ、「海外安全ホームページ」へのアクセス数が飛躍的に増加した(平成16年度は対前年比31.11%増)。また、海外において現地日本人会等の邦人組織と在外公館との間で治安情報、防犯・安全対策情報の提供や意見交換を行う「海外邦人安全対策連絡協議会」の設置数も急増(平成16年度中に54増加し、計194)した。内外各地で啓発のためのセミナーを企業の危機管理担当者や一般邦人向けに行い、安全対策・危機管理に関する講演を行った。このようなホームページへのアクセス数の増加及び連絡協議会の設置数の増大、講演会の実施は、海外における邦人の安全確保の更なる強化に役立った。</p> <p>(3) 24時間緊急電話対応サービスの外部委託を行う在外公館を9公館増設し、計30公館とした。これにより、夜間や休日でも支援が必要な邦人に対し、迅速・円滑な初動対応ができる体制の整備が進み、海外における邦人の安全確保の更なる強化に役立った。</p> <p>(4) 在外公館の所在地から離れた遠隔地においても、遅滞なく援護活動を行うため、館員が出張する経費を予算化するとともに、領事が現地へ赴いて迅速な支援を行うことが困難な場合には、初期支援を現地邦人等に依頼する遠隔地保護謝金を確保し、遠隔地における邦人援護活動を強化した。スマトラ沖大地震及び津波被害への対応もあって、平成16年度は右予算枠を超えて42件執行(なお、平成14年は25件、平成15年は31件)した。</p>																
<p><b>【目的と手段の関係の適切性】</b></p>	<p>海外における安全確保に関わる情報収集を強化し、その情報を基にして、海外邦人の安全に資する情報を提供するための広報・啓発体制を強化すること及び事件・事故に巻き込まれた邦人の援護をいかなる時間帯、場所でも迅速に行うため、24時間緊急電話対応サービスを行う在外公館を増設し、在外公館の所在地から離れた遠隔地においても、在外公館の領事担当者が出向き、援護ができるよう予算等の体制を整備したことは、上記の目的達成状況からみて、手段として適切であった。</p> <p>分析</p> <p>(1) 広報・啓発活動の効果は短期的には把握が困難。  (2) 実公館がない兼轄国の情報収集が困難。  (3) リビアなど、当局からの情報収集自体が困難なところもある。</p>																
<p><b>【今後の課題と対応方針】</b></p>	<p>平成17年度以降も、海外への渡航者、永住者、長期滞在者は増加すれど減少することは考え難い状況であり、邦人が滞在している地域には治安上不安のある地域も多い。特に、平成15年10月以来、イスラム過激派は日本を攻撃対象として累次にわたって名指す声明を發出しており、日本の権益に対するテロの脅威に十分注意する必要がある。</p> <p>また、平成16年末のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の際に示されたように、複数の国に跨るような大規模自然災害には十分な準備と対応が必要である。</p>																
<p><b>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</b></p>	<p><b>【一般的な方針】</b></p> <p>これまで以上に情報収集・分析に努め、邦人に対する情報提供・啓発を行うとともに、現地治安当局への安全対策要請、邦人保護関係部署・職員の緊急事態対応能力の強化を推進する必要がある。</p> <p><b>【事務事業の扱い】</b></p> <table border="1" data-bbox="375 1624 1465 1780"> <tr> <td>海外邦人の安全確保に関わる情報収集の強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>海外邦人の安全に資する広報・啓発体制の強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>24時間緊急電話対応サービスの拡充</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>遠隔地(公館所在地から離れた地)における邦人援護体制の強化</td> <td>拡充強化</td> </tr> </table> <p><b>【概算要求、機構・定員要求への反映】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1863 1433 1998"> <tr> <td></td> <td>概算要求</td> <td>機構要求</td> <td>定員要求</td> </tr> <tr> <td>反映方針</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	海外邦人の安全確保に関わる情報収集の強化	今のまま継続	海外邦人の安全に資する広報・啓発体制の強化	今のまま継続	24時間緊急電話対応サービスの拡充	今のまま継続	遠隔地(公館所在地から離れた地)における邦人援護体制の強化	拡充強化		概算要求	機構要求	定員要求	反映方針			
海外邦人の安全確保に関わる情報収集の強化	今のまま継続																
海外邦人の安全に資する広報・啓発体制の強化	今のまま継続																
24時間緊急電話対応サービスの拡充	今のまま継続																
遠隔地(公館所在地から離れた地)における邦人援護体制の強化	拡充強化																
	概算要求	機構要求	定員要求														
反映方針																	
<p><b>第三者の意見</b></p>	<p>平成16年10月5日、海外交流審議会は外務大臣に対し答申を提出。その中で、「危機に強い外務省を実現するための、在外公館における24時間体制の強化や在外公館と海外における邦人との情報共有、提携の強化」、「国民自らが高い安全意識を持つことができるよう一層の広報啓発に努める」旨</p>																

	<p>言及しており、海外邦人の安全確保・危機管理体制の強化という施策を評価している。</p> <p>平成16年7月20日付「日本経済新聞」は、「海外行くなら「虎の巻」と題する記事を掲載。記事は、「外務省の海外安全相談センターに問い合わせが殺到している本がある。昨年春に発行した「海外安全虎の巻」。渡航先の情報収集の重要性や実際のトラブル、テロ事例とその対策を紹介したマニュアル本だ。（中略）外務省のホームページの危険情報へのアクセス件数も、イラク邦人人質事件が起きた四月以降、それまでの月間二百万台から三百万～四百万件に上昇した」と施策を好意的に紹介。</p> <p>平成16年7月17日に渋谷電力館において実施した「海外安全キャンペーン」では、アンケートに参加した640人中、477人が海外旅行を経験しており、124人が海外安全ホームページを見たことがある旨回答。また、今後も同様のイベントの開催を希望するかとの問いには、511人が希望する旨回答。</p>
<p><b>評価総括組織のコメント</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外における邦人の安全確保に関して、改善を図る余地は依然残るが、概ね適切な対応が図られている。</li> <li>・ 政策目的に資する制度的な対応措置の実績をもとに評価がなされており、その内容は概ね妥当であるが、邦人保護活動等のサービスに対する国民の声も活用した評価をしていくことが望ましい。</li> <li>・ 今後の課題を踏まえた政策（事務事業）を具体的成果を念頭において実施していく必要がある。</li> <li>・ 17年度の重点外交政策である。</li> <li>・ 18年度の重点外交政策である。</li> </ul>

事務事業の評価

事務事業名	海外邦人の安全確保に関わる情報収集の強化	
施策の内容及び必要性	<p>【内容】 平成 16 年度は、予算の制約の中で情報収集の質的向上に努力した。</p> <p>【必要性】 邦人に対する情報発信、広報・啓発活動の基礎となる資料であり、邦人の安全確保のために不可欠である</p>	
具体的成果（有効性）	海外安全情報収集のための委嘱契約の打ち切り・新規契約数に示されているように（平成 16 年度は新規採用 13 件、打ち切り 12 件）、不断の見直しにより、情報提供者から常に最新の情報が収集可能な体制が整備され、情報の価値が質的に向上した。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 <b>今のまま継続</b> 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針： 情報収集は安全確保の基盤であり、長期的取組が必要である。）</p>
	理由	海外における安全情報の提供は、現地の在留邦人にとって必要不可欠なものであり、在留邦人との意見交換の場においても、多くの在留邦人から高い評価を得ている。また、現地の状況を把握し辛い旅行者・出張者等にとっても、「自らの安全を守る」ための貴重な情報源となっており、今後も情報の質的・量の充実を図るなど積極的な情報収集が不可欠。

事務事業の評価

事務事業名	海外邦人の安全に資する広報・啓発体制の強化	
事業の内容及び必要性	<p>【内容】 海外安全ホームページ等を通じて情報発信に努め、平成 16 年度については、スポット情報 548 件（含広域情報）、危険情報 270 件を発出した。</p> <p>【必要性】 邦人が事件・事故に巻き込まれることを未然に防止するためには、事前に危険に関する情報を入手することが不可欠である。</p>	
具体的成果	<p>（1）海外安全ホームページへのアクセス数 平成 16 年度の月別平均アクセス件数は 311 万件で、対前年度比 31.11% 増と高い伸びを示しており、国民の海外安全ホームページに対する関心の高さを示した。因みに、平成 14 年の月別平均アクセス数は 118 万件、平成 15 年の月別平均アクセス数は 225 万件であった。</p> <p>（2）安全対策連絡協議会の設置件数 平成 4 年より同協議会の設置を進めているが、近年は、イラクにおける邦人拘束事件等、深刻な事態に邦人が巻き込まれる事例が増えており、これを受けて平成 16 年には新たに 54 公館が同協議会を設置し計 194（複数設置公館あり）となった。なお、平成 15 年の協議会総数は 140 で、凡そ 6 割の公館で年 1 回以上協議会が開催されている。 以上に見られるように、広報・啓発活動として極めて効果が高かった。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 <b>今のまま継続</b> 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針： 広報・啓発活動の効果は短期的には計れないため、長期的取組が必要である。）</p>
	理由	ホームページは、在外公館が収集した邦人の安全に関わる情報を、広く国民や在留邦人に迅速に伝達可能な媒体である。また、利用者にとっては、インターネットを通じて随時情報が入手可能であるという利便性に優れ、広報・啓発の観点からも優れた影響力を発揮する伝播ツールである。

### 事務事業の評価

事務事業名	24時間緊急電話対応サービスの拡充	
事業の内容及び必要性	<p>【内容】 24時間緊急電話対応サービスの配備公館数の増大とサービス内容の充実。</p> <p>【必要性】 在外公館が休館時においても、支援を要する邦人に対し迅速に対応できるようにするため。</p>	
具体的成果	<p>平成16年度で9公館増加した（公館名：在オークランド総領事館、在中国大使館、在広州総領事館、在上海総領事館、在スラバヤ総領事館、在ホーチミン総領事館、在香港総領事館、在シドニー総領事館、在ブリスベン総領事館）。</p> <p>配備済み公館は計30公館となった。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 <b>今のまま継続</b> 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対応方針：予算上の制約もあるが、行政サービスの向上の観点から拡充強化が望ましい。）</p>
	理由	<p>24時間緊急電話対応サービスは、真に邦人保護を必要とする邦人に対し、迅速かつ十分な援護を与えるものである。一方、援護を担当する在外公館側にとっても、このサービスの実施により、不要不急な照会等に煩わされず、真に援護が必要な事案にのみ努力を集中させることができる。</p>

### 事務事業の評価

事務事業名	遠隔地（公館所在地から離れた地）における邦人援護体制の強化	
事業の内容及び必要性	<p>【内容】 平成16年度には、公館所在地から離れた遠隔地において援護活動を行うために在外公館員が出張する経費を予算化し、遠隔地での援護活動に対応。</p> <p>【必要性】 海外渡航者及び在留邦人数の増加に伴い、在外公館が存在しない渡航先に赴いたり、滞在する邦人も増加する傾向にあり、邦人が遠隔地で保護を必要とする場合、直ちに領事が現地に赴き、必要な支援を行うことは不可欠である。</p>	
具体的成果	<p>出張経費の予算化により、内部手続きに要する時間が短縮され、迅速な対応が可能となった。平成16年には、スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害への対応のため、予算枠を超えて42件を執行したが、事件・事故に巻き込まれた後の安全確保の強化によって効果があった。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 <b>今のまま継続</b> 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対応方針：スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害での経験を踏まえ、大規模自然災害に対してもより効果的な対応ができる体制を強化する。）</p>
	理由	<p>今や約96万人もの永住者・長期滞在者が海外に居住し、年間約1,700万人が海外渡航しており、この中には、必ずしも在外公館の所在地でない地方に訪問・滞在する者も数多い。予算化を伴ったこうした施策の強化は、援護活動を通じて在留邦人・旅行者に安心と在外公館への信頼感を与えることが可能となる。</p>

#### 【参考資料】

- 外務省領事局政策課「海外在留邦人者数調査統計」（平成16年度版）
- 外務省領事局海外邦人安全課「2004年海外邦人援護統計」（平成16年7月）
- 外務省海外安全HP・アクセス数統計（平成15年度・16年度版）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

### 15 - 3 外国人問題への対応強化

政策所管局課（室） 外国人課

評価年月日 平成17年4月

<p><b>政策の目的</b></p>	<p>在日外国人が抱える問題への積極的取り組み、人的交流拡大と出入国管理等厳格化の要請に応える</p>
<p><b>政策の背景・概要と必要性</b></p>	<p>【背景】</p> <p>(1) 2003年の時点で日本に来訪する外国人は572万人(1990年比63%増)、在日外国人は185万人(同年比72%増)を超え、日本の人口の2%に近づきつつある。現在、日本国内には200万人近くの外国人が滞在しているが、その数は今後も着実に増加していくものと予測される。</p> <p>(2) 我が国に居住する在日外国人の中では、依然在日韓国・朝鮮人(61万人)が、最も大きな割合を占めているが、一方それに次ぐ中国人(46万人)、ブラジル人(27万人)、フィリピン人(18万人)などの「ニューカマー」がほぼ一貫して増加している。特に、1990年の入管法改正により、日系2世、3世の国内定住(就労制限なし)が認められたことにより、日系ブラジル人の定住者が急増した。日系人をはじめ、これらの「ニューカマー」は不安定な雇用状況(日系人労働者の多くは、短期雇用契約で非熟練労働に就いている)、社会保険の未加入問題(社会保険(健康保険、厚生年金等)に加入していないという状況が生じている。)子どもの教育問題(義務教育年限の子ども、とりわけ日系ブラジル人の子どもが様々な理由によりかなりの比率で不就学となっている。)など様々な問題に直面している。</p> <p>【概要】</p> <p>上記を背景に以下のような措置を講じた。</p> <p>(1) 対象国との対話の実施 我が国に多く居住する外国人の出身国である韓国、越等と領事当局間協議を開催し伯との協議の準備を行った。</p> <p>(2) 外国人問題に関する啓発活動の強化 平成17年2月に国際移住機関(IOM)と共催でシンポジウム「外国人問題にどう対処すべきか」～諸外国の抱える問題とその取り組みの経験を踏まえて～を開催。</p> <p>(3) 外国人問題を政府部内で統一的に検討するための環境の整備、外国人の多く居住する地方自治体との対話の強化</p> <p>【必要性】</p> <p>(1) 在日外国人が、労働者としての権利を享受し、社会保障のもとで保護され、義務教育年限の子どもへの教育などの行政サービスを受けるためには、在日外国人一人一人について、その就労実態、居住状況、社会保険への加入状況、子どもの就学状況等を的確に把握することが前提となる。現在、これらの点に関係する法制としては、法務省入国管理局による在留資格制度、厚生労働省による任意の外国人雇用状況報告制度、市区町村による外国人登録制度などがあるがより効果的に把握するために、広く関係する法体系のもとでの可能性を含めて省庁横断的な対応を検討し、効率的かつ有効な措置を講ずる必要がある。</p> <p>(2) 経済界を中心に「専門的・技術的分野」の外国人労働者受け入れ拡大及び「非専門的・技術的分野」の労働者の受け入れを求める意見がある。</p> <p>(3) 国内において治安対策も重要な問題となりつつあり、出入国管理の厳格化とともに、入国後の外国人の適正な管理を図ることも求められている。</p>
<p><b>目的達成のための考え方</b></p>	<p>(1) 在日外国人の中でも急増しているブラジル人、中国人、フィリピン人等の出身国との二国間領事協議において相手国との対話を一層強化し、問題解決のための協力を促進することが不可欠である。</p> <p>(2) 在日外国人問題、外国人労働者受け入れ問題への対応を実効的ならしめるために、国民の理解を得る必要がある。</p> <p>(3) 適切な出入国管理及び在留管理のあり方について関係省庁横断的な場で検討するとともに、地方自治体との対話を強化する必要がある。</p>
<p><b>外部要因</b></p>	<p>(1) 在日外国人問題は、政府部内で必ずしも横断的な対応が十分にとれていない。特に、日系ブラジル人の問題は、テストケースとして十分な対応が求められる。</p> <p>(2) 外国人問題の対応は地方自治体の負担が重く、未だ国民的な課題としての認識が得られていない。</p>



<p><b>投入資源</b></p>	<table border="1" data-bbox="467 152 1321 230"> <tr> <td rowspan="2">予算</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>3.6</td> <td>3.6</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分予算 単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="467 264 1321 342"> <tr> <td rowspan="2">人的投入資源 (定員ベース)</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>3.3</td> <td>4.3</td> </tr> </table> <p>(注) 本省職員数 単位：人</p>	予算	平成15年度	平成16年度	3.6	3.6	人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度	3.3	4.3
予算	平成15年度		平成16年度								
	3.6	3.6									
人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度									
	3.3	4.3									
<p><b>政策の評価</b></p> <p><b>【政策の目的達成状況】</b></p>	<p>【目的達成に照しての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在日外国人が抱える問題の状況と解決のための施策の実施状況</li> </ul> <p>外国人の就労、社会保険の加入状況、子供たちの不就学の実態は正確に把握されているとはいえないのが現状である。ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市等により構成される「外国人集住都市会議」の資料によれば、外国人住民の国民健康保険加入状況は、4%～44%で、市町村によっては相当高い割合の外国人が加入していない。また、外国人の子供たちの不就学状況も56%～9%で、市町村によっては相当高い割合の子どもたちが学校に行っていない状況にある<sup>1</sup>(脚注参照)。</p> <p>このような状況の下、以下の施策を通じて外国人問題について国民の理解は深まり、政府部内での検討も進んだ。</p> <p>(1) 外務省は、外国人問題への対応強化のため、領事移住部長(現領事局長)が主催し、外部より関係有識者(関係省庁、学者、地方自治体、在京大使館)を招いて平成13年に第1回「在日外国人問題に係る諸問題研究会」を立ち上げ、領事移住部(現領事局)が事務局となって、これまで16回開催した。外務大臣の諮問機関である「海外交流審議会」に対し、平成14年10月及び平成15年11月に調査結果につき中間報告を行った。平成16年度は、海外交流審議会の答申に研究会の中間報告を反映させるよう努めた。</p> <p>(2) 外務大臣の諮問機関である「海外交流審議会」は、平成16年10月に外務大臣に答申(「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」)を提出し、答申第2部「外国人問題」において、「在日外国人問題」「外国人労働者受入問題」「人的交流拡大と犯罪・テロ・治安対策」の3つの側面に焦点を当て、「外国人問題を扱う政府の体制整備」を提言した。外国人問題を正面から取り上げた政府の答申としては初めてのものであり、外務省としては、答申が生かされるよう、外国人問題を所管する関係各府省と密接に連携・協力しつつ、本問題に取り組んだ(具体例として、日系人の子どもの多くが就学する外国人学校は、いずれも無認可教育施設であるが、平成16年度に文部科学省の規制緩和により、平成16年12月に静岡県知事により静岡県浜松市に所在するペルー人学校「ムンド・デ・アレグリア学校」が南米系外国人学校として初めて地方自治体の判断で支援の対象となる各種学校への認可が実現したことは当省の働きかけに基づく前進的な第一歩と評価される。</p> <p>(3) 平成17年2月9日、外務省と国際移住機関(IOM)の共催によりシンポジウム「外国人問題にどう対処すべきか」を東京で開催した。シンポジウムにおいては、諸外国における外国人受け入れの経験を参考としつつ、今後日本がとるべき施策について各界の有識者を交えて議論が行われた。本シンポジウムにおいては、ドイツ、アイルランド、韓国における外国人受け入れの経験を我が国との比較を行うことができた。</p> <p>(4) 在日ブラジル人が抱える諸問題(社会保障問題、子どもの教育問題等)を解決していくための環境を整備するため、日伯領事当局間協議(平成17年4月1日)の開催準備を進め、また、</p>										

<sup>1</sup> 社会保険関係(平成16年3月末現在)では、外国人住民の国民健康保険加入状況は、太田市(33.09%)、大泉町(40.93%)、湖西市(6.61%)、富士市(33.1%)、浜松市(30.69%)、四日市市(41.90%)、鈴鹿市(43.80%)、上野市(25.46%)、美濃加茂市(43.78%)、可児市(45.21%)、大垣市(34.53%)、飯田市(39.10%)、豊橋市(25.40%)、豊田市(39.98%)であり、外国人住民の国民年金加入状況は、磐田市(4.0%)、富士市(15.20%)、浜松市(17.26%)、四日市市(12.16%)、美濃加茂市(3.71%)、可児市(4.07%)、飯田市(25.20%)、豊橋市(16.00%)、豊田市(12.60%)となっている。

外国人の子供たちの不就学状況(平成14年度)については、太田市(35.5%)、大泉町(34.7%)、湖西市(34.3%)、富士市(30.3%)、浜松市(20.9%)、四日市市(16.9%)、鈴鹿市(56.3%)、美濃加茂市(22.7%)、可児市(36.0%)、大垣市(41.8%)、飯田市(23.6%)、豊橋市(18.7%)、豊田市(9.1%)となっている。

	<p>在日ブラジル人が多く居住する地方自治体との意見交換を行った。</p> <p>(5) 査証広域ネットワーク(査証WAN)システムを活用しつつ、関係省庁とも連携しながら、適性かつ迅速な査証審査及び発給に努めた。</p>								
【目的と手段の関 係の適切性】	<p>(1) 外国人問題は、関係各府省が各々所管しており、政府として省庁横断的な対応をとる必要があるところ、海外交流審議会が外国人問題を省庁横断的に扱う政府の体制の整備を提言したことは、今後の政府としての統一的な取り組みの方向性を示すものとして有意義であり、外務省として、対外関係上の観点から本問題について取り組む上でも指針となった。</p> <p>(2) 外務省・国際移住機関(IOM)共催シンポジウムは、諸外国における外国人受け入れの経験を参考としつつ、今後日本がとるべき外国人受け入れに係る施策について日本が今後採るべき政策的な選択肢への示唆を得るという点で、有意義な議論が行われた。特に、本シンポジウムには、経済界、学会、マスコミ、一般市民等幅広い出席が得られ、シンポジウムについてはテレビ、新聞等で報じられるなど、外国人問題に関する国民への啓発・広報の上でも、一定の効果があった。</p>								
分 析	<p>在日外国人問題が直面する問題は、省庁横断的な対応が必要であり、かつ中長期の取り組みを必要とする問題であることに留意する必要がある。</p>								
【今後の課題】	<p>(1) 在日ブラジル人の我が国の生活環境が深刻化していることに鑑み、特に生活に密着した、教育の問題に絞り、両国間の対話を進めていく。</p> <p>(2) ブラジル以外にも、ペルー人、中国人、タイ人等の我が国に居住する外国人の問題についても、今後、領事当局間協議等の場で、対象国との対話を行っていく必要がある。</p> <p>(3) 様々なメディアを活用し、外国人問題の重要性を訴えていく。</p>								
【政策への反映】(予 算、機構・定員要 求への反映)	<p>【一般的な方針】</p> <p>(1) 外国人問題、日系人問題対応のため国内関係省庁との連携・働きかけの強化</p> <p>(2) 諸外国における外国人政策の調査・研究</p> <p>(3) セミナー等を通じた在日外国人問題に対する国民への啓発・広報</p> <p>(4) 領事当局間協議を通じた対話の強化</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <p>在日外国人・日系人問題対策への対応 <span style="float:right">今のまま継続</span></p> <p>領事当局間協議 <span style="float:right">今のまま継続</span></p> <p>【概算要求、機構・定員要求への反映】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:30%;">概算要求</td> <td style="width:30%;">機構要求</td> <td style="width:20%;">定員要求</td> </tr> <tr> <td>反映方針</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>		概算要求	機構要求	定員要求	反映方針		-	-
	概算要求	機構要求	定員要求						
反映方針		-	-						
第三者の意見	<p>(1) 日本経団連は、平成17年3月1日にわが国の外国人受け入れ政策について意見書を出し、その中で在日外国人問題について以下のとおり述べている。</p> <p>「……………政府の受け入れ方針と実態は大きく乖離しており、わが国における外国人受け入れを考えると、日系人問題を避けて通ることはできない。……………日系人がわが国経済を支える重要な役割を果たしていることは論を待たず、日系人問題への対応は、わが国の今後の外国人受け入れにおいて、正に試金石ともいふべき重要な課題である。地方自治体のみならず、国、企業がそれぞれの立場で、日系人問題の改善に向けた取り組みを行う必要がある。」</p> <p>(2) 平成16年10月6日掲載 産経新聞 朝刊</p> <p>外相の諮問機関「海外交流審議会」(会長・熊谷一雄日立製作所特命顧問)は5日、外国人の単純労働者の受け入れについて「十分に議論し、長期的に適応できるよう国民的合意の形成を図る」ことを政府に求める答申をまとめ、町村信孝外相に提出した。治安悪化への懸念や日本人の雇用への影響に配慮し、婉曲的な表現となったが、事実上、職種など限定した上での解禁を促す内容となっている。外務省は答申を踏まえ、関係省庁に議論の活性化を働きかける方針。</p>								
評価総括組織の コメント	<p>・ 在日外国人問題は政府全体で対応すべき問題であるが、外務省としても、その解決に向けた対応に積極的に取り組んでおり、一定の進展もみられている。</p>								

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 評価においては、問題への取組について実績を中心に分析しており、その内容も概ね妥当である。</li><li>・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は概ね妥当であり、省庁横断的な対応がなされるよう引き続き取組を進めていくことが重要である。</li><li>・ 18年度の重点外交政策が含まれる。</li></ul>
--	--

事務事業の評価

事務事業名	在日外国人・日系人問題対策への対応	
施策の内容及び必要性	<p>【内容】</p> <p>外務大臣の諮問機関である海外交流審議会が「在日外国人問題」、「外国人労働者受入問題」、「人的交流拡大と出入国管理等厳格化の要請」を含む外国人問題についての諸提言を初めて政府に提言した。</p> <p>平成17年2月9日、外務省と国際移住機関（IOM）の共催のシンポジウムを開催した。</p> <p>【必要性】</p> <p>既に我が国内には200万人近く滞在する外国人が抱えている雇用、教育等の問題を直視しつつ、社会の安全・秩序に対する国民の関心の高まりに配慮し、どのように秩序だて外国人を受入れていくかについて国民的コンセンサスを形成する必要がある。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>(1) 在日外国人が抱える様々な問題に対して総合的な外国人受け入れ制度の改善策をドイツ、アイルランド、韓国における外国人受入れの経験を参考としつつ、各界の有識者の知見を交えて、外国人問題に関し、今後日本が採るべき施策について公の場で、議論がされたことで、多岐にわたる関係者の理解を促進するとともに国民的議論を喚起する一助となった。</p> <p>(2) 現在、内閣官房主催の「外国人労働者関係省庁連絡会議」（局長級・課長級）において国内関係省庁との連携強化に努めている。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 <b>今のままで継続</b> 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針： ）</p>
	理由	<p>在日外国人問題は、省庁横断的な且つ中長期的な取り組みが必要な問題であるため、継続する必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	領事当局間協議	
事業の内容及び必要性	<p>【内容】</p> <p>(1) 送り出し国との領事当局間協議の実施</p> <p>我が国に居住する数の多い外国人の主たる送り出し国である韓国（2004年9月）、露（2004年10月）、越（2004年12月）、イラン（2005年1月）との間で領事当局間協議を実施</p> <p>(2) 日伯領事当局間協議の準備。</p> <p>増加している在日ブラジル人の直面する諸問題（日系人子弟の教育問題、就労問等）について、在日ブラジル人の多く居住する地方自治体との対話を行い、実情の把握に努めた。</p> <p>【必要性】</p> <p>問題解決のためには二国間協力を促進することが不可欠であり、領事協議において相手国との対話を一層強化する必要がある。</p>	
具体的成果	<p>我が国に居住する外国人が直面する問題について、送り出し国政府の認識が深まり、問題解決のための環境が改善した。日韓領事当局間協議においては、我が国における韓国人不法残留者、犯罪者問題につき、日韓両国政府が協力して対処していくことで一致した。日越領事当局間協議においては、在日越研修生、技能実習生の失踪問題につき双方で意見交換を行い、越側より、失踪防止について最大限努力し、日本側と更なる協力関係を構築することを確認した。また、越側は右問題を専門的に対処するため、在京越大に労働セクションを立ち上げた。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 <b>今のまま継続</b> 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：今後とも送り出し国との間の対話を開催し、課題について着実にフォローアップを行う必要がある。）</p>
	理由	<p>在日外国人の居住に係る問題を解決する上で、送り出し国との協力関係は重要であるため。</p>

【参考資料】

海外交流審議会答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」（平成16年10月）

## 15 - 4 領事の専門性の向上・研修の強化

政策所管局課（室） 領事局政策課  
評価年月日 平成17年4月

<b>政策の目的</b>	領事業務実施体制の整備												
<b>政策の背景・概要と必要性</b>	<p>【背景】</p> <p>海外在留邦人数・海外渡航邦人数の増加（平成6年から平成16年の10年間で在留邦人数は約69万人から約96万人に、海外渡航者数は約1350万人から約1680万人に増加）やグローバル化の影響等（渡航先の多様化やそれに伴う新たな生活上の問題の発生等）に伴い、領事サービスに対するニーズは増加・多様化している</p> <p>【概要】</p> <p>領事担当官に対する研修の機会の増加及び内容の充実化を図る。</p> <p>【必要性】</p> <p>領事業務の範囲は非常に広範である上、根拠法令や専門的知識の正確な習得が必要となるもの判断基準をマニュアル化しづらく、適正な処理を行うには相当の経験・熟練を必要とするものが多い。また、処理を誤った場合直接国民の権益が損なわれることとなり、ミスが許されない重要な業務であることから、事務処理に万全を期すため、領事担当官に対する研修を適切に実施し個々の領事担当官の能力アップを図ることが必要である。</p>												
<b>目的達成のための考え方</b>	<p>領事サービスの改善・強化、海外邦人の安全確保・危機管理体制の強化を実現するにあたっては、その土台となる、業務を担う領事担当官の能力・専門性を向上させる必要がある。</p> <p>かかる問題意識に基づき、平成16年10月に、外務大臣に提出された、海外交流審議会の答申においても、「領事改革」に関する提言の柱の1つとして、「国民の視点に立った領事サービスの強化」、「海外における日本人の安全確保・緊急事態対応」とともに、「領事担当官の能力向上と専門性の確立」が挙げられている。</p> <p>具体的には、領事担当官の能力・経験に応じた段階的なきめの細かい研修の機会を増やすとともに、外部講師・専門家による講義を一部取り入れるなど研修の質の向上を図ることにより、領事担当官の能力・専門性を向上させ、領事業務実施体制の整備を行う。</p>												
<b>外部要因</b>	特になし												
<b>投入資源</b>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予算</td> <td style="padding: 5px;">平成15年度</td> <td style="padding: 5px;">平成16年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">-</td> <td style="padding: 5px;">2.1</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">（注）本省分予算 <span style="float: right;">単位：百万円</span></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">人的投入資源 （定員ベース）</td> <td style="padding: 5px;">平成15年度</td> <td style="padding: 5px;">平成16年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">-</td> <td style="padding: 5px;">4</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">（注）本省分職員数 <span style="float: right;">単位：人</span></p> <p style="margin-left: 40px;">本政策は、平成16年度より開始されたものである。</p>	予算	平成15年度	平成16年度		-	2.1	人的投入資源 （定員ベース）	平成15年度	平成16年度		-	4
予算	平成15年度	平成16年度											
	-	2.1											
人的投入資源 （定員ベース）	平成15年度	平成16年度											
	-	4											
<b>政策の評価</b>	<p>【目的達成に照しての評価の切り口】</p> <p>・研修の回数、受講者のアンケート結果</p>												
<b>【政策の目的達成状況】</b>	<p>（1）領事局主催の領事担当官を対象とした研修を平成16年度に初めて3回実施（領事初任者研修2回・それぞれ約40名参加、領事中堅研修1回・約30名参加）し、受講者の領事業務に関する基礎知識の習得（領事初任者研修）領事担当官としてのより高度な知識・専門性の習得（領事中堅研修）在外公館領事担当官が本省に会したことによる本省・在外公館間の問題意識の共有を図ることができ、領事担当官のレベルアップにつながった。</p> <p>（2）研修参加者のアンケート調査の結果、参加者のほぼ全員が「このような研修は有益であり、継続して実施することが望ましい。」「自己のレベルアップにつながった。」等肯定的な意見であった。その反面、特定の講義について「講義のレベルにばらつきがあった」、「講師のレベルアップが必要」等の意見も見られた。</p>												
<b>【目的と手段の関係の適切性】</b>	<p>以下により、目的と手段の関係は適切であったと言える。</p> <p>（1）領事局主催の領事担当官を対象とした研修には、本省及び在外68公館（延べ数）より94名が参加し、領事業務に係る職員の意識・知識を高め、領事業務実施体制の整備に貢献した。</p> <p>（2）研修参加者のアンケート調査の結果、参加者のほぼ全員が「研修の実施は実務の大きな参考とな</p>												

	<p>り有益である。」旨回答しており、本省・在外公館とも研修の実施による領事担当官の育成の必要性につき共通認識を持っていることが判明した。</p> <p>分析 外部講師・専門家による講義の実施は専門知識の習得に不可欠であり、今後も継続を要する。一回研修を受講することによりレベルを飛躍的に向上させることは困難であり、研修は地道に継続していく必要がある。</p>														
<p><b>【今後の課題】</b></p>	<p>受講生からのアンケート結果等を勘案し、研修の講義内容・講師のレベルアップを図る必要がある。また、領事業務実施体制の整備は今後とも不断に実施する必要がある。</p>														
<p><b>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</b></p>	<p><b>【一般的な方針】</b> 本省・在外公館における効果的な研修の継続的かつ効果的に実施するため、次年度はこれまでの施策を継続して実施するとともに、研修実施体制の強化に重点を置く。</p> <p><b>【事務事業の扱い】</b></p> <table border="0" data-bbox="395 591 1474 696"> <tr> <td>省内の研修実施体制の強化</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>本省・在外公館における研修の強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>外部講師・専門家の効果的活用</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table> <p><b>【概算要求、機構・定員要求への反映】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 792 1437 904"> <tr> <td></td> <td>概算要求</td> <td>機構要求</td> <td>定員要求</td> </tr> <tr> <td>反映方針</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省内の研修実施体制の強化	拡充強化	本省・在外公館における研修の強化	今のまま継続	外部講師・専門家の効果的活用	今のまま継続		概算要求	機構要求	定員要求	反映方針			
省内の研修実施体制の強化	拡充強化														
本省・在外公館における研修の強化	今のまま継続														
外部講師・専門家の効果的活用	今のまま継続														
	概算要求	機構要求	定員要求												
反映方針															
<p><b>第三者の意見</b></p>	<p>外部講師として参加した大正大学・野田教授（担当講義：メンタルヘルスケア）や東京歯科大学・橋本助教授（担当講義：遺体鑑識）は、海外における邦人援護業務においてこれまでも積極的に協力を得ており（邦人被害者や領事担当官のメンタルヘルスケア、邦人死亡事案の身元確認等）両講師よりも、在外公館領事担当官における邦人援護業務における専門性向上の必要性を指摘するところがあり、当省の領事関係研修においても積極的に講師として参加を得ている。</p>														
<p><b>評価総括組織のコメント</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>領事業務実施体制の整備に向けた研修等を実施し、一定の成果があった。</li> <li>評価においては、研修実績とアンケートを活用し分析を行っており、今後の政策の方向性も概ね妥当である。</li> <li>本政策は、予算・定員・政策内容に鑑み、領事サービス等の一手段として評価していくことが妥当である。</li> </ul>														

事務事業の評価

事務事業名	省内の研修実施体制の強化	
施策の内容及び必要性	<p>【内容】</p> <p>国民に対する領事サービスの向上を目的とした領事担当官の能力向上のため、領事局が主体的に研修（領事初任者研修、領事中堅研修等）の企画・アレンジを行い、これら研修を実施するためのノウハウの蓄積や講師としての能力・技術の向上に努めた。</p> <p>【必要性】</p> <p>個々の領事担当官のレベルアップを図り適正な領事業務の遂行を確保するため、研修実施のためのノウハウを蓄積するとともに人的体制を強化し、研修内容の充実化及び省員が幅広く研修受講の機会を与えられる環境を作ることが必要である。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>これまでの研修（領事局主催の領事初任者研修 2 回及び領事中堅研修 1 回、研修所主催の研修において領事業務に係る講義を行うための講師の派遣等）の実施により、領事局職員の講師としての経験が積み重ねられていることや、各講義についても研修終了後に成果のレビューを行い、反省点がある場合は次回研修における講義内容の改善を図るなど、研修を実施する側としての水準は着実に高まっている。研修実施体制の強化のため、本省領事局において国民のニーズに応じた研修プログラムの構成や講義内容の充実化・講師の技術向上を進めることが必要である。</p>	
総合的評価	結果	<p><b>拡充強化</b>    今のまま継続    内容の見直し    縮小    中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：研修の企画・立案・実施に従事する担当官の増員や講師のレベルの向上等、研修実施体制の強化を図る。）</p>
	理由	<p>研修実施体制は改善されつつあるものの、領事業務に対する国民のニーズは増加・多様化し、国民の生活に密着した新たな業務（滞在国の滞在許可や社会保障制度に係る問題等）も発生してきており、これらに機敏に対応していくためには領事担当官に対する研修の機会を増やすとともに、講義の内容も常に社会のニーズに応じたものとする必要があることから、研修実施のための人的体制の拡充強化を図る必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	本省・在外公館における研修の強化	
事業の内容及び必要性	<p>【内容】</p> <p>本省においては年 2 回の領事初任者研修及び年 1 回の領事中堅研修（いずれも領事局主催）を実施したほか、研修所主催の研修（警備対策官研修、官房要員研修、2・3 部研修、5 部研修、在外初任研修等）の領事関係講義のアレンジ、在外拠点公館における領事担当官会議、在外公館内における研修等を実施した。具体的には、各領事事務（旅券、査証、戸籍・国籍、証明、邦人援護、在外選挙、医療、海外教育、司法共助管海等）についての基礎的知識・専門的知識の習得のための講義や、外部講師を採用することにより当省の領事業務に密接に関連した分野についての専門知識の習得を図るための講義（メンタルヘルスケア、遺体鑑識、出入国管理政策等）を実施している。</p> <p>【必要性】</p> <p>国民のニーズに応じた適正な領事サービスを提供するため、これらの研修を通じて領事担当官のレベルアップを図ることが必要不可欠である。</p>	
具体的成果	<p>領事局主催の領事担当官を対象とした研修を 3 回実施（領事初任者研修 2 回、領事中堅研修 1 回）し、受講者の領事業務に関する基礎知識の習得（領事初任者研修：本省及び在外 5 0 公館（延べ数）より 6 5 名が参加）領事担当官としてのより高度な知識・専門性の習得（領事中堅研修：本省、在外 1 8 公館及び関連 1 団体より 2 9 名が参加）在外公館領事担当官が本省に会したことによる本省・在外公館間の問題意識の共有を図ることができ、領事担当官のレベルアップにつながった。</p>	
総合的評価	結果	<p><b>拡充強化</b>    <b>今のまま継続</b>    内容の見直し    縮小    中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：研修内容の充実化を図る。）</p>
	理由	<p>領事担当官のレベルアップ及びノウハウの継承のため研修は不断に実施する必要がある。また、省内全体の領事業務に対する理解度を深めるため、領事局主催以外の研修についても継続して実施する。</p>

### 事務事業の評価

事務事業名	外部講師・専門家の積極的活用	
事業の内容及び必要性	<p>【内容】 領事局主催の研修又は研修所主催の研修のうち領事業務に係る研修の講義に外部講師を積極的に活用（邦人援護（遺体鑑識、メンタルヘルスケア）、マナー研修、入国管理等の講師として採用した実績は延べ10名）</p> <p>【必要性】 外部の専門家による講義を受講することにより、一般国民のニーズに対応した専門知識の習得につながる</p>	
具体的成果	ほとんどの受講者より、外務省内には無い専門知識や領事業務（特に邦人援護）遂行のためのノウハウを高めることができたとの感想が寄せられており、非常に好評であった。	
総合的評価	結果	拡充強化 <b>今のまま継続</b> 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対応方針：外部講師・専門家の活用については継続して実施する。）
	理由	領事担当官の能力向上のためには、外部講師・専門家を活用し専門知識を身につけることが必要不可欠である。

#### 【参考資料】

研修受講生からのアンケート結果

海外交流審議会答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」(平成16年10月)

---

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。